社会福祉法人　佐久市社会福祉協議会　　行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和３年12月１日　～　令和８年11月30日までの５年間

2. 計画内容

目標1　　仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境の整備を図る

<対策>　令和3年12月～

- 育児介護休業法、雇用保険法及び労働基準法に基づく諸制度の周知徹底を図るために、全職員を対象とした研修会を実施する。
- 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保のために、制度の周知や情報提供および相談体制の整備（相談窓口を設定する等）。
- 育児休業中の代替要員の確保や、業務内容・業務体制の見直し。
- 育児休業後における、現職または現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しをする。

目標2　年次有給休暇の積極的取得の促進

<対策>　令和４年１月～

- 半日単位で取得できるように制度を整える。

令和４年４月～

- 年次有給休暇取得計画表の作成および管理（6日以上の取得計画）
- 年次有給休暇の取得状況を半期で全職員に通知、取得率の低い職員へ所属長を通じて休暇の取得を促す。